

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第 6 項
処 分 概 要：猟銃等射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 2（許可）、第11条第 6 項
処 分 基 準： 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3415）
備 考：